

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法															
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)										(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他(2)	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け		イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他(4)		
63	63	59	50	17	40	51	25	58	3	18	18	1	1	59	2	2	
埼玉県	さいたま市	○	○		○	○		○						○			
埼玉県	川越市	○	○	○				○			市民センターや子育て関係部署へのチラシの設置			○			
埼玉県	熊谷市	○	○		○			○						○			
埼玉県	川口市	○	○		○	○	○	○						○			
埼玉県	行田市	○	○		○	○								○			
埼玉県	秩父市	○		○	○	○		○		○	児童扶養手当担当課で児童扶養手当申請者へ制度案内を配布			○			
埼玉県	所沢市	○	○	○	○	○		○						○			
埼玉県	飯能市	○	○		○	○	○	○						○			
埼玉県	加須市	○	○		○	○		○						○			
埼玉県	本庄市	○	○	○	○	○	○	○						○			
埼玉県	東松山市	○				○		○						○			
埼玉県	春日部市	○	○			○		○						○			
埼玉県	狭山市	○			○	○	○	○						○			
埼玉県	羽生市	○	○			○		○		○	庁舎内のテレビにて案内、自動販売機のメッセージボードへの掲載。他の部署が発行する市民への案内の書類や冊子に掲載			○			
埼玉県	鴻巣市	○	○	○		○	○	○						○			
埼玉県	深谷市				○	○	○			○	市役所にウェブサイトに制度案内を掲載			○			
埼玉県	上尾市	○	○			○		○		○	毎年2月(次年度就学援助費申請受付開始月)に学校で就学援助制度の書類を配布			○			
埼玉県	草加市	○	○		○	○		○						○			
埼玉県	越谷市	○	○		○	○	○	○						○			
埼玉県	蕨市	○			○	○	○	○						○			
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○	○	○						○			
埼玉県	入間市	○	○		○		○	○						○			
埼玉県	朝霞市	○	○	○		○	○	○		○	・駅前電光掲示板で案内文を掲載 ・各小・中学校の学校だよりに掲載			○		準要保護:随時申請を受け付けており、4~5月に申請された方は年度当初分から、6月以降に申請された方は翌月1日から援助 要保護:生活保護担当課から生活保護受給者情報の提供を受け認定するため申請不要	
埼玉県	志木市	○	○		○	○	○	○						○			
埼玉県	和光市	○	○			○	○	○		○	●各小中学校の4月の学校だよりに掲載 ●転入時に配布される市の冊子に掲載 ●窓口でチラシを設置 ●福祉部署発行の冊子に掲載			○			
埼玉県	新座市	○	○	○	○	○	○	○						○			
埼玉県	桶川市	○	○	○	○	○	○	○						○			
埼玉県	久喜市	○	○			○		○						○			
埼玉県	北本市	○	○			○	○	○	○					○			
埼玉県	八潮市	○		○	○	○	○	○		○	多言語対応(英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ウルドゥー語)の案内を各学校や教育総務課窓口を設置し、必要な方へ配付。新規の児童扶養手当受給者に制度のお知らせを配付。			○			
埼玉県	富士見市	○	○			○		○		○	就学時健康診断の案内書類とともに就学援助制度の書類を配布			○			
埼玉県	三郷市	○		○				○						○			
埼玉県	蓮田市	○	○			○		○						○		当初申請分はアの内容による。当初申請期間を過ぎたものはウの内容による。	



都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法																			
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項					
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他 →(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他 →(4)						
埼玉県	松伏町	○	○		○	○	○	○	○	○					入学通知書に案内を同封している。	○					

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)									
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会は教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他	ク. その他		
63	63	13	20	34	1	0	0	4	4	40	
埼玉県	さいたま市			○						・英語、中国語の配布資料を作成。 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載。 ・各費目の援助額を記載。	
埼玉県	川越市			○							
埼玉県	熊谷市			○						申請忘れが無いよう、年度途中に再度パンフレットを配布して周知を図っている。	
埼玉県	川口市	○						○		国公立、区域外通学の場合は、申請希望者が申請書を学校に提出し、学校記入欄に必要事項を記載してもらう。その後、申請希望者が教育委員会に提出する。 年間所得の目安額の記載、主な援助項目・金額の記載、目立つようにパンフレットを色紙で印刷、パンフレットを外国語翻訳(英語、中国語、タガログ語、トルコ語)	
埼玉県	行田市	○	○	○						(1)周知の方法記載のとおり、複数の周知方法で保護者に「就学援助費」の情報が届きやすい環境を整えるよう努力している。	
埼玉県	秩父市	○								援助対象となる年間所得の目安額等を記載。各費目の援助額を記載。児童扶養手当担当課で児童扶養手当申請者へ制度案内を配布。	
埼玉県	所沢市			○						申請の案内に援助対象となる年間所得の目安額や各費目の援助額(月額及び年額)の記載。 英語版の申請書の作成。	
埼玉県	飯能市			○						・新学期に学校にて全児童生徒に案内を配付している。・案内に援助額、認定要件等を記載している。 ・離婚など、就学援助認定要件に該当する可能性がある保護者に対して、住民票異動時に案内している。	
埼玉県	加須市		○							全ての児童生徒に、就学援助の案内リーフレットを配布している。また、受給者には、次年度の案内リーフレット及び申請書を個別に郵送している。	
埼玉県	本庄市			○						就学援助制度の案内文書に各費目の年間援助額を記載するとともに、年間支給額及び支給時期を記載した支給単価表と、学用品費等の支給明細を記載した分割支給票を併せて配布している。	
埼玉県	東松山市			○						各小中学校より、保護者へ制度内容、提出期限を電子メールにて送信してもらっている。(申請書配布時、当初締切日の1週間前)	
埼玉県	春日部市			○							
埼玉県	狭山市			○						当初認定の際に各学校より児童生徒全員に案内を配布してもらっており、案内には所得の目安額や援助内容を記載している	
埼玉県	羽生市		○							補助対象となる年間所得の目安額や、各費目の援助額を記載したお知らせを学校を通じて全児童に配布。重要な部分を太字にしたり、下線を引いたりして、見やすくしている。	
埼玉県	鴻巣市		○								
埼玉県	深谷市			○							
埼玉県	上尾市			○						援助対象となる年間所得の目安額を記載。	
埼玉県	草加市	○								援助対象となる所得の目安を記載したり、各費目の援助額を記載したお知らせを配布している	
埼玉県	越谷市			○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載、外国語のリーフレット・申請書を作成、転入者への案内。 また、全児童生徒に配布するリーフレットに申請書を付けている。	
埼玉県	蕨市	○								援助対象となる年間所得の目安額を記載	
埼玉県	戸田市			○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載	
埼玉県	入間市			○				○		希望者が支所に提出(申請者のみ提出)	
埼玉県	朝霞市			○				○		要保護については、生活保護担当課から生活保護受給者情報の提供を受け認定するため提出不要	
埼玉県	志木市			○				○		要保護については、福祉事務所より受給者名簿を提出してもらう。	
埼玉県	和光市	○								平易な文章を使用した周知チラシの作成に努めている。内容として、援助対象となる世帯の年間所得の目安を世帯構成例と併せて掲載、また、各費目と対象学年や支給時期等を掲載するなどの工夫を行っている。	
埼玉県	新座市			○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載、転入者には必ず就学援助制度を説明している	
埼玉県	桶川市			○						・複数の媒体を用いて、年に数回保護者に周知を行っている。 ・学校との連携を強化しており、児童・生徒の様子から該当しそうな世帯には学校の担当事務から制度の説明、申請の案内等を行っている。	
埼玉県	久喜市		○							学校が保護者に、年間の教材費等の集金及び口座引落し計画の通知をする際に、裏面や別紙により就学援助制度について案内をしている。	
埼玉県	北本市			○							
埼玉県	八潮市	○								多言語対応(英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ウルドゥー語)の案内を各学校や教育総務課窓口を設置し、必要な方へ配付。新規の児童扶養手当受給者に制度のお知らせを配付。	
埼玉県	富士見市			○						援助対象となる年間所得の目安を記載。各費目の援助額や年間総援助額の記載。	
埼玉県	三郷市				○					援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額を記載、外国語(英語)の申請書を作成、転入者には就学援助費の説明をしている。 ・漢字に振り仮名を付記したものを別に用意。	
埼玉県	蓮田市			○						・転入者のうち、児童生徒がいる場合は、必ず就学援助制度を説明。	

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他(6)		
埼玉県	坂戸市	○	○	○					・転入者には必ず就学援助制度を説明している。 ・就学援助の案内文書について、新入学児童生徒には入学説明会等で、在校生には2月頃に翌年度の案内を全児童生徒に学校を通じて配布している。	
埼玉県	幸手市			○						
埼玉県	鶴ヶ島市		○						年間所得の目安を記載している。転入者が学校教育課に来て、手続きする際に、就学援助の説明をして、希望があれば申請していただく。前住所地で就学援助を受けていたと聞いたら、申請書を書いていただき、前住所地の教育委員会に照会して、適切に援助できるようにしている。	
埼玉県	日高市			○					目につきやすくするために就学援助制度の案内を色用紙(ピンク等)に印刷し、配付している。	
埼玉県	吉川市			○					目につきやすいタイトル、文字をなるべく少なくする、認定となる目安の所得額を記載	
埼玉県	ふじみ野市			○					案内書において援助対象となる年間所得の目安や各費目の年間支給額など詳細に記載している。申請しやすいよう郵送でも受け付けをしている。案内書を切り張りし封筒が作成できる。転入時に説明をしている。	
埼玉県	白岡市		○							
埼玉県	伊奈町	○								
埼玉県	三芳町		○							
埼玉県	毛呂山町		○						各項目の支給額や支給時期の記載	
埼玉県	越生町		○						小・中の入学説明会で制度について説明。また、転入者、離婚によりひとり親となった家庭には随時説明。	
埼玉県	滑川町			○					児童(家庭)相談を行っている担当もしくは職員に、個別で面談等をしているなかで、援助が必要と思われる家庭に制度の説明、申請書の配布をお願いしている。(説明をする前に申請済か申請した上で却下通知済か事前に確認してもらっている。)	
埼玉県	嵐山町			○						
埼玉県	小川町		○						援助対象となる所得額の目安を記載、各費目の援助額を記載、転入者及び世帯構成に変更があったことを関知した場合対象家庭に対し案内を配布している。	
埼玉県	川島町			○						
埼玉県	吉見町		○							
埼玉県	鳩山町		○						広報やホームページでの周知はもちろん、メールを用いた全体周知も行っている。	
埼玉県	ときがわ町		○						文面に各費目の援助額を記載し、学校を通じて全児童生徒に案内を配布している。	
埼玉県	横瀬町	○								
埼玉県	皆野町	○								
埼玉県	長瀨町	○	○							
埼玉県	小鹿野町	○								
埼玉県	東秩父村		○							
埼玉県	美里町			○					援助対象となる年間所得の目安額及び世帯構成の例を記載、各費目の援助額の記載	
埼玉県	神川町			○					当町では家計急変世帯などに食糧支援を行う家庭子ども相談員を中心に制度周知を行っている。また、子育て支援担当課との連携を強化してひとり親世帯が出た場合には制度周知を行える体制を整備している。	
埼玉県	上里町		○							
埼玉県	寄居町			○					転入者に案内して説明	
埼玉県	宮代町		○							
埼玉県	杉戸町			○						

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他 →(6)		
埼玉県	松伏町		○							



















都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		4. (3)で「ア」を回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応										令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)で「イ」を回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)で「ア」を回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					(4)エの内容・補足事項	
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)			
63	63	6	36	36	36	2	3	1	0	0		63
埼玉県	さいたま市	○		平成25		4					10%未満	
埼玉県	川越市	○		平成25		4					20%未満	
埼玉県	熊谷市	○		平成24		12					15%未満	
埼玉県	川口市	○		平成25		4					20%未満	
埼玉県	行田市										20%未満	
埼玉県	秩父市	○		平成25		4					20%未満	
埼玉県	所沢市	○		平成24		12					20%未満	
埼玉県	飯能市	○		平成24		12					15%未満	
埼玉県	加須市	○		平成25		4					15%未満	
埼玉県	本庄市	○		平成25		4					15%未満	
埼玉県	東松山市	○		平成25		4					20%未満	
埼玉県	春日部市	○		平成25		4					20%未満	
埼玉県	狭山市	○		平成24		4					15%未満	
埼玉県	羽生市										15%未満	
埼玉県	鴻巣市	○		平成25		4					15%未満	
埼玉県	深谷市	○		平成24		4					15%未満	
埼玉県	上尾市	○		平成26		4					15%未満	
埼玉県	草加市	○		平成25		4					15%未満	
埼玉県	越谷市	○		平成25		4					20%未満	
埼玉県	蕨市	○		平成25		4					15%未満	
埼玉県	戸田市										15%未満	
埼玉県	入間市	○		平成25		4					15%未満	
埼玉県	朝霞市	○		平成25		4					10%未満	
埼玉県	志木市	○		平成25		4					15%未満	
埼玉県	和光市	○		平成25		4					10%未満	
埼玉県	新座市	○		平成24		12					15%未満	
埼玉県	桶川市	○		平成25		4					10%未満	
埼玉県	久喜市	○		平成25		4					15%未満	
埼玉県	北本市	○		平成25		4					10%未満	
埼玉県	八潮市	○		平成24		12					15%未満	
埼玉県	富士見市	○		平成25		4					15%未満	
埼玉県	三郷市										10%未満	
埼玉県	蓮田市	○		平成24		12					20%未満	



都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について								6. 就学援助率
		4. (3)で「オ」を回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応								令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)で「イ」を回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)で「ア」を回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				
ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)	(4)エの内容・補足事項		
埼玉県	松伏町		○	平成24	12					25%未満













都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
63	63	3
埼玉県	さいたま市	
埼玉県	川越市	
埼玉県	熊谷市	
埼玉県	川口市	
埼玉県	行田市	
埼玉県	秩父市	
埼玉県	所沢市	
埼玉県	飯能市	
埼玉県	加須市	
埼玉県	本庄市	
埼玉県	東松山市	
埼玉県	春日部市	
埼玉県	狭山市	
埼玉県	羽生市	
埼玉県	鴻巣市	
埼玉県	深谷市	
埼玉県	上尾市	
埼玉県	蕨加市	
埼玉県	越谷市	
埼玉県	蕨市	
埼玉県	戸田市	
埼玉県	入間市	
埼玉県	朝霞市	
埼玉県	志木市	
埼玉県	和光市	
埼玉県	新座市	
埼玉県	桶川市	
埼玉県	久喜市	
埼玉県	北本市	
埼玉県	八潮市	
埼玉県	富士見市	
埼玉県	三郷市	
埼玉県	蓮田市	

都道府県	市区町村名	B. その他  (1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
埼玉県	坂戸市	
埼玉県	幸手市	
埼玉県	鶴ヶ島市	
埼玉県	日高市	学校給食費の支給については、保護者からの徴収はせずに、実績に基づき教育委員会から学校給食センターへ支払いを行っている。 修学旅行費については、新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊をせずに日帰りとなったため、例年より支給額が少額となった。
埼玉県	吉川市	
埼玉県	ふじみ野市	
埼玉県	白岡市	
埼玉県	伊奈町	
埼玉県	三芳町	
埼玉県	毛呂山町	
埼玉県	越生町	
埼玉県	滑川町	
埼玉県	嵐山町	
埼玉県	小川町	
埼玉県	川島町	
埼玉県	吉見町	
埼玉県	鳩山町	
埼玉県	ときがわ町	
埼玉県	横瀬町	
埼玉県	皆野町	
埼玉県	長瀨町	
埼玉県	小鹿野町	
埼玉県	東秩父村	
埼玉県	美里町	
埼玉県	神川町	新型コロナウイルス感染症に関する対応や困窮世帯へ向けての対応として、神川町は令和元年度より家庭子ども相談員(臨時職員2名、週2回活動)を設置し制度の周知やサポートを行っている。 サポートの具体案としては、困窮世帯に向けての食糧支援や相談事業、経済的理由により欠席の兆候がある児童生徒への訪問など、生活改善の取り組みを主体として活動している。(食糧支援の食料等は農協などからの寄付をもとに配布している) 新型コロナウイルスによる家計急変世帯についても家庭訪問を主体として相談員が情報収集、制度周知を行っている。 また、経済的に困窮している児童生徒に対する取り組みとして、平成31年4月1日から給食費の無償化を実施している。
埼玉県	上里町	
埼玉県	寄居町	日本スポーツ振興センター共済掛金
埼玉県	富代町	
埼玉県	杉戸町	

都道府県	市区町村名	B. その他  (1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
埼玉県	松伏町	